平成27年（第2回）飯舘村定例議会

平成27年3月議会定例会は、3月3日から17日の日程で開かれました。一般質問は5日・6日の2日間行われ、村議員が村政の重要な課題等について村側の考えを質しました。議会審議は17日に行われ、提出された議案は追加議案を含めて全て原案どおり可決されました。

今議会で可決された議案等（紙面の都合上、一部省略しています）

- 平成26年度一般会計補正予算
- 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算
- 平成26年度簡易水道事業特別会計補正予算
- 平成26年度農業集落排水事業特別会計補正予算
- 平成26年度介護保険特別会計補正予算
- 平成27年度一般会計予算
- 平成27年度国民健康保険特別会計予算
- 平成27年度簡易水道事業特別会計予算
- 平成27年度介護保険特別会計予算
- 平成27年度農業集落排水事業特別会計予算
- 平成27年度後期高齢者医療特別会計予算
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- までいの村　陽はまた昇る基金条例
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 公益法人等への職員派遣に関する条例の一部を改正する条例
- 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例
- 体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
  この改正は、飯舘村柔剣道場の解体に伴い、「飯舘村柔剣道場」を削除するものです。
- 消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- までいな子育て保健室設置条例の一部を改正する条例

平成27年度村政運営の所信（紙面の都合上、一部省略しています）

原発事故によって村が全村避難を強いられてから、早いもので4年が経過しました。

村民の皆さんには、慣れない環境の下、家族と離れ離れになり、しかも長引く避難生活で、この4年間何ほどか辛く、また悔しい思いをしてきたのではないかと思います。村として、一日も早い復興・復旧と帰村できる環境づくりに向け、職員ともども日夜懸命に努力しているところです。

復興計画（第5版）

委員会からいただいた答申（案）を議会に説明後、承認を得ましたらば、住民懇談会を開催し、6月ごろを目途に成案としたい考えです。

第5版では、「戻る」「戻らない」2極の整備ではなく村に想いを寄せていただく方で作り上げる「ネットワーク型のむらづくり」という新しい村づくりの仕組みについて、その考え方を示したいと考えております。

除染対策

大幅に遅れていた除染作業が、作業員の増員体制などにより、帰還困難区域の長泥地区を除き、1月末現在、住環境周辺が90％程度完了し、残りについては梅雨入り前までには完了する予定になっています。

また、今年から14行政区の田畑の農地除染がスタートします。適切な除染はもとより、除染計画に示している工程どおり、平成28年度までには完了できるよう環境省に強く要請します。併せて、住環境周辺の除染後の線量管理（ガンマカメラなどによる）についても測定を徹底し、再除染の必要な個所については、環境省に「フォローアップ除染」を求めるなど、村民の皆さんの不安解消に努めていきます。

また、要望の多い除染後の農地保全管理についても、地元住民と十分協議し適切に管理できるよう取り組んでいきます。

健康・福祉対策

避難生活の長期化から、心身への影響が懸念されています。特に高齢者の健康悪化が心配されますので、保健師・看護師・栄養士等による巡回指導・相談に併せて要介護者への介護サービスの向上と介護予防事業にも積極的に取り組んでいきます。

放射線量に対する不安の声が多く聞かれますので、引き続き専門家等によるリスクコミュニケーション講座、「かわら版 道しるべ」の定期発行を行い、正しい知識の習得と不安解消に努めていきます。

「自分のモノサシで正しく判断」できるための様々な情報を「かわら版 道しるべ」やタブレット端末等で提供していきます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業人員、設置及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

地方教育行政責任の明確化、首長との連携強化等のために条例の一部を改正するものです。

保育所における保育に関する条例を廃止する条例

今まで保育の実施基準は、「児童福祉法」により定められていましたが、今回の改正により「子ども・子育て支援法」に変わったため、今ある条例を廃止するものです。

佐須辺地に係る総合整備計画の策定について

岩部辺地に係る総合整備計画の策定について